

発行所

# 都の空事務局

東京都荒川区南千住5-25-14

荻野会計事務所内

TEL 03 (3803) 2328

FAX 03 (3805) 2069

# 都の空



同窓会新年会（於・両国ベルグランテ）2010.2.6

## 東雲

リーマンショック以来のデフレスパイラルからの脱却がなかなかできない世界経済の動向は憂慮される。もともと資本主義経済の弱点とされる「生産の無政府性」が根本にあると考えられるが、自由主義経済は各国のそれぞれの企業が自社の経営効率、経営成績を考え社会経営を行っており、それぞれルールの範囲内であり、違法行為ではない。

しかしながら、トヨタも日産もGMもクライスラーもベンツも「他業界も同じ」各社が必要と関係なく生産を拡大し、単純にいえば在庫過剰になってしまったということであろう。会社経営の悪化は、当然融資側の金融機関に多大の不良債権を発生させ我が国も米国も主要銀行が公的資金を投入し、合併合併によってかろうじて経営を維持し、今日に至っているのである。

今時の不況は就職活動にも多大の影響を及ぼし、来年度卒業の大学生で六〇％を切り、日本の未来を担う青年に過酷な就活を強いている。

今時の不況原因は、「生産の無政府性」だけではない。IT化の進展による生産効率の飛躍的な向上、生産品の品質、耐久性の向上による買い換え需要の減少等々数々の要因がある。

生産性の向上（オフィスワークも同じ）は、労働者の雇用縮減につながり、有効求人倍率の減少につながっているといっても過言ではあるまい。

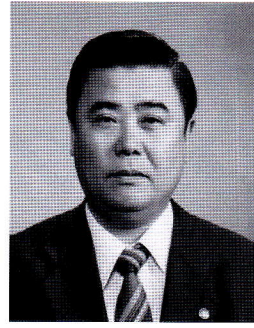
このまま就職難を見逃し、失業者を増やしてはいけない。国策として、我が国の特徴を生かし、農業、漁業、林業、畜産業への就労者の増加、高齢化対策としての福祉事業への就労移動のほか時短、有給休暇の拡大等による有効な求人对策（企業の売上増加につながる）を講じて、この不況を脱却し、夢と希望のある国、日本を造っていかねばならないと思うのである。

平成二十二年六月二十四日開催の総会の

ご挨拶

会長 増田昌弘

第十九期 昭和二十七年卒



〔会長挨拶〕

先日、都立三商の同窓会から、三商会計人ニュース「都の空」の第十三号に掲載した私の「ある旅行について」を三商同窓会報No.四十九（平成二十二年七月一日発行）に転載したいと申し入れがあり転載されました。多くの同窓会の皆様に講読していただき、三商会計人会の存在を認識していただいたことと存じます。

さて事務局より三商会計人ニュース「都の空」第十四号に寄稿を頼まれましたので、本年の総会を已むなく欠席しましたが、事務局より総会出席者に会長挨拶を配るから挨拶文を送付依頼があり、それを出席者に配ったとのこと、その文章を掲載させていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。四月に近所の眼科の紹介で東京医科大学病院で診察を受けたところ入院して手術をする必要ありと云われ病室が開くの順番待ちをしていたところ、間がわるい事に六月二十三日入院、翌日の二十四日に手術となり、誠に申し訳ございませんが、総会に出席することが出来なくなり、皆様にお会い出来るのを楽しみにしておりましたのに非常に残念です。先日、西新井の喫茶店で妻とコーヒーを飲んでおりましたら、当日ご出席をいたゞいております柴崎同窓会会長と偶然お会いしました。「奇遇ですね」と云ったら「時々煙草を吸いに来るんですよ」と云っておりました。いろいろの話をしている中で、先日大同生命の東京支社長が変わり、日本橋支部の税理士五・六名が日本橋の三越の近所にある「とよだ」（代表取締役橋本

敬）という料亭に招待され、その社長橋本さんが都立三商の私より一期後輩の二十期卒であることを話したら、柴崎会長が「橋本さん知っていますよ、前に同窓会の会報に広告をお願いします」と云っておられました。我が母校の先輩、後輩の皆様方がいろいろの方面でご活躍されていることは誠に嬉しいことです。

私が東京税理士協同組合の理事長を務めているときの大同生命の社長は宮戸直輝氏で現在は倉持社長が会長となり今年の四月一日宮戸氏から訓導を受けた喜田氏が社長になっております。宮戸氏は大同生命と太陽生命が一体となり「T&D」（一部上場企業）を設立した時、代表取締役に就任し現在に至っております。

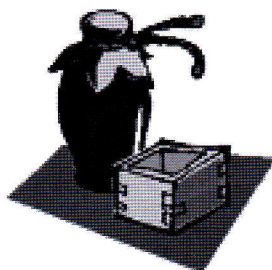
先日、宮戸社長とお会いすることとなり、宮戸社長が「久ぶりだから二人だけで会おう招待するから」と云われましたが私が「社長、料亭ばかりで飲食しないではたまには庶民的な食事を

味わえ」と云って、私が時々行く錦糸町の楽天地の中にあるカウスターで板さんと駄弁りながら食事をする寿司屋で待ち合わせした。食事後、宮戸社長は「カラオケ」が好きなので私が偶に行く銀座のクラブに行った。私は演歌専門ですが宮戸社長は洋もの（東京地方税理士協同組合の大谷八洲男理事長日く）で、



ご機嫌で六曲も歌い、飲んだり、歌ったり、話をしたり午後十時過ぎまで楽しい時を過ごした。いろいろの話の中で三商会計人会の話も出て、会報「都の空」に寄稿した九号、十号、十一号、十二号、十三号を「私の若い時の悪戯鬼ぶりが書いてあるから暇の折に読んでみて」とお渡し

したら宮戸社長から「都の空大変面白く読ませてもらった」とお手紙をいただきました。一応、三商会計人会と関係することです。私吉川初代会長の後を引継ぎ会長に就任してから数年が経過しましたが、何分にも無力の私でございますが事務局の荻野先生、浅野先生、そして石川先生はじめ会員諸兄のご指導、ご鞭撻をいたゞき何とか頑張っております。今後共、三商会計人会が発展し、我が母校である都立三商に少しでも貢献できるよう皆様と一緒に頑張っていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。本日は本当にありがとうございます。



# 『監査役 今昔物語』

同窓会会長

柴崎晴雄  
(二十五期卒)

赤れんがのモニュメントとして創建されたJR東京駅も二〇一三年まで歴史的な復元工事が進行中で、八重洲口側は雑然としていて仮通路を経なければ駅の構外へ出られない。大正三(一九一四)年十二月の開駅から築百年に向け、東京駅の新装開業が予定されている。日本監査役協会の本部は、このJR東京駅の八重洲北口再開発に伴って開設された日本橋口前の「丸の内中央ビル」十一階にある。当初の協会本部は八重洲南口に近い「興銀ヤンマー合同ビル」に置かれ、周辺一帯は旧国鉄の所有地であった。戦後一時はGHQの施設として接収されていた。隣接の「国鉄労働会館ビル」も民主化政策の一貫として労組の結成、労基法の制定等の拠点であった。この国労会館の地階に格安の飲食店があり、よく利用した記憶がある。国労幹部達は専ら八重洲の高級レストランを利用してのを目撃したものだ。

監査役は商法施行(明治三二年)当時から存在したが、何の権限も持たず、重役会へ出席も要しなかった。株主総会では何でも決議有

りの粗略な運営が幾多の経緯を経て改正され、決議可能の限界が法令、定款に規定された事項のみ決議可能に至った。

GHQの経済科学局は、旧財閥が軍需産業で大儲けし戦争を引き起したのだから、集中排除や財閥解体政策の目付役として監査役を置き、権限強化を司令し始めたのもこの頃である。

私自身は監査役の職務を経験したことはないが、現役を退職するまで八重洲口前の勤務地に五百一ヶ月、転勤も無く総務部門に永年在席し、旧商法絡みの実務に専従してきたことから、監査役の使い走りや監査役協会へ日参した覚えがある。駆ければ三分以内の至近に協会はあった。

企業の高度成長時代にあつては、粉飾、不正融資、欠陥商品、背任といった企業の不祥事件が連発し、それが起因して、幾度かの法改正を経て今日に至った。現実には品質管理やリスク管理に至るまで、総じて「内部統制システム」が機能している場合は問題ない。改正法施行にあつては実務に即した対応を要求されるから、実務界とし

て統一した事務指針の運用を確実にするため、改正法の管轄省庁の担当官をはじめ、改正法ゼミ等の商事法務誌刊行機関、企業の顧問弁護士らの専門家の指導教育の下、実務界の担当者を対象に各種研修会が徹底して実施された。

事務指針の適確な運用には、マニュアルを作成、チャート図を用い、逐時、監査役室に報告、質疑を求められた。改正法の施行がインプットなら、マニュアル化とその運用がアウトプットとなる。私はこのアウトプット要員として永年携ってきたが、この当時に於いてはまだ監査役の地位、職務と権限は弱く、ガヴァナンスも脆弱であった。監査が取締役の執行を公

然と批判しかつ訴えるといった権限の行使が定着化するには、この後さらに二十年の経過を要するのであった。

取締役は大過なく退任後、在任中の功勞に報い、ねぎらいも含め、一定の期間、経営陣の末席に、監査役という名誉職を与えられ、居残ることが通例であった。言うなれば、思いやりと横滑り人事で手厚く処遇されていた。悪い表現で「閑散役」とも云われ、常勤せずとも期末の決算書類に印を押すだけの職務であったと云つても過言でなかつた。前歴が他社(メインバンク等)の役員経験者が多く「監査役実用ハンドブック」を机上に備置して職務にあつていた。昭和二七年商法改正(代表取締役制度)、同三一年(定時総会の招集を決算期の翌月とされていたのが二ヶ月以内へ)、

同四九年(「監査特例法」の立法化で監査役の権限の強化、二半期決算から年一回営業年度へ移行に伴う中間配当の規定化、総会招集を三ヶ月以内へ)の改正の内、「監査役が業務監査権を持つ」との抜本的な改正を見るに至ったことは大きい。



監査役

爾来「監査報告書の作成」が明定されると、監査役が取締役の職務の執行を監督する権限を有することに改正され、一気に飛躍した。更に同五六年の改正では取締役同様に「総会における監査役の説明義務」が明定されたことから、株主総会で議案の審議に先立ち、晴れの舞台で開口一番、監査報告を述べるに至ったことは、監査役の冥利に尽きるであらう。

こうして「監査役の権限の強化」は現実のものとなり、旧商法転じて現会社法では業務監査を担当する監査役も選任されることとなった。各企業の組織により異なるが、審査部とか内部監査室といった部門により自己監査を行う一方で、外部監査(システム監査専門の民間審査機関による)もあれば、異例として取引先による監査もあり得る。加え、日本監査役協会が公表した「監査役監査基準」と「同監査実施要領」を以って監査活動をする一方、会計監査人との連携も重要であり、「ぬるま湯監査」は許されない。昔を顧みるに、ハンドブック監査役に刻誘われて、国労会館の地下居酒屋へ私の方から案内して歓談したことが懐かしい。話題も保振機構、インサイダー規制、TOB等、法制審議会での審議中の法案段階から入手したホット情報を他の役員に先駆けて提供し、見返りに馳走になったこと

を想起する。

上司である監査役の使い走りであつた一方で、決算中、帳簿等の監査の際に会計監査人から、指摘に際し待機していた担当者の私に、「柴崎君、これはどういうこと？説明してくれ給え」と、君づけ呼ばわりされたことが今でも腹立たしい。会計監査人とはいえ上司ではないのだ！ 高額の監査報酬を

思、う、ま、ま、

石川 昭

昭和三十三年卒

・悪い、仕事がない、売上低這いのまま、赤字のまま、一向に改善がみられない零細企業、新聞によれば大企業は続々増益発表、環境変化への対応、構造改革が難しい零細企業はいよいよ市場から退場か！

・七月六日の最高裁判決で、生命保険保険契約に基づき支払われる年金に対する相続税と所得税の二重課税の有無が国側の敗訴で決着、少額の訴訟であつたがその影響は大きく、長年続いた不当な税法解釈問題と膨大な還付処理対応が残つた。また、対応を怠つた国税理士、保険会社の責任は？

払っているのは当方(会社)なのだから。

今や大企業に見受けられる監査役陣には著名な有識者が社外監査役として、中には婦人監査役も選任され、外部の専門家による独立委員会の設置も散見される昨今では正に隔世の感がある。昔日の想いから拙文に紙面を割いた失礼を赦されたい。(完)

九月十五日付税理士界の記事、巨大な国家と対峙することとなる訴訟を了解した納税者・江崎税理士、それを支援した関係者の大変なご苦労を思うと・・・最高の称賛を！！

平成十五年異議申し立てで始まり、平成十八年長崎地裁で勝訴、平成十九年福岡高裁で敗訴、平成二十二年最高裁での勝訴、私は、この時点まで気がつかなかった。はずかしい限りです。疑問のある税法解釈についての組織的対応が必要なのではないのか？税理士会・連合会は諸施策の中に訴訟費用を含む支援を組織と

してやつてほしいものです。会費を値上げしても、

相続分の嫡子と非嫡子の相続分の格差は憲法違反ではないのか？相続で取得した土地の取得費が被相続人の取得費を引き継ぐ、なぜ？相続人は時価評価で相続したのに、

消費税で非課税売上に対応する仕入税額が控除できないのはなぜ？この仕入税額は前段階の事業者が国に納付しているのでは？最終消費者が負担しない消費税をなぜ最終事業者が負担しなければならぬのか？調剤薬局の事業者の採算は大変苦しい(五%は大変)その分を薬価で考慮しているとすれば、非課税と言いつながら非課税になつていないのではないか？(結局患者が負担している？)非課税制度廃止し、0%税率の創設を！

・会計基準(原則?)が大きく変わろうとしている様子、私は今までも小零細企業の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストの作成要請に苦慮、更に「IFRS」の取り込みを考えている様子、投資家いない、債権者は金融機関が主、税法基準で作成された財務諸表・申告書で十分であると思うが、「IFRS」を税法が全面的に取り込めれば別だが？

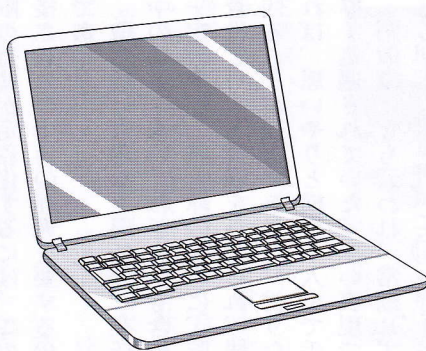
(フレームワークが違うので不可能)

一向に改善が見られない、むしろ悪化の国家財政、歳入不足を国債で、は何時まで続けられるか？消費能力は限界？世界経済との関係でどうなるか？国債暴落、超インフレで一気に解決？年金生活者の生活を犠牲に！あるいは、消費税率の大幅アップ(二十%)で？

体調この一年、眼の状況が改善しないが何とか現状維持、この夏の暑さにはまいりました。今年も残り少なくなりましたが、来年は明るい良い年であるよう期待し、頑張ります！

原稿の提出が遅く何時も編集の先生にはご迷惑をかけます。申し訳ありません。お許しを！

以上



# 三商会計人会事務局

〒116-0003 東京都荒川区南千住5丁目25番14号

荻野弘康事務所内

TEL (3803) 2328 番  
FAX (3805) 2069 番

# 深川回顧

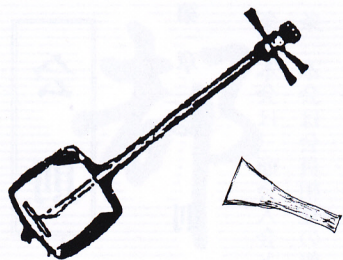
小森輝於

昭和三十六年卒

母校都立三商を卒業して五十年になろうとしている。歳月の速さはまさに光陰矢のごとしと鏡のなかの白く薄くなつた頭をながめているこの頃です。

通学しているときは、都電の深川不動尊を降りて道路をよこぎると、毎朝早くから暑いときも寒いときも若いお手伝いさんが格子戸を水掃除していて、大変だなあといつも感心したことを思い出します。

今年の三月末に大学のゼミ仲間六人と幹事の懇意な深川の料亭で桜を観ながら一杯やろうというこ



とになり川沿いの小さな料亭に集まりました。幹事の要望に応えてお店が昔の芸者さん一人と若い踊り手を呼んでいてくれて、日曜日ということでお料理、お酒はそこそこいろいろとお座敷芸をみせてくれました。踊り手の方は芸大出の才媛で日本舞踊の名取、昔の芸者さんは三味線のお師匠さんということ、実は専業の芸者さんたちではなかったのです。理由は簡単で、社用などで料亭を利用することはあつても、昔のように芸者さんたちを店に呼んで散財するようなことは無くなつてしまつたということ。個人的にもそんな支出に耐えられる旦那さんはすでに遺物でしょう。

そして、一番大きな理由が芸事を理解する社会環境が無くなつてしまつていくということでしょう。芸者さんの芸事は、歌舞伎や文楽などの伝統芸能をもとに長唄、常磐津、義太夫などから一節を使つたりしていますから、そういう芝居などを観に行く機会も気持ちも無い人たちが、とくに若い世代が理

解し評価できないのは当然ということでしょう。



私たちの業界でも電子申告の浸透で手続き申告書の伝統芸能世代は、好むと好まざるに拘わらず大きく世代交代を引き起こすことになりましょう。事実、上場企業の書類はすべて電子情報開示であり、公益法人改革で公益認定申請関連の書類は代理申請の場合でもすべて電子申請であつて、紙ベースの書類は一切受け付けられませ

某大手自動車会社の伝統的な高級乗用車が走るシーラカンスと揶揄されたことがあります。この早い情報社会への変革についていけずに、若い世代から歩く木偶人形と云われないように心がけましょう。それにしても電子情報化社会は疲れますね・・・

# 租税法

主義とは

荻野弘康

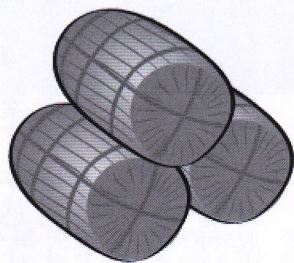
昭和三十年卒

税の歴史は、人類の血と汗の結晶である。徳川時代には「百姓一揆」——今風にいえば反税運動である——が三千回もあつたという。五公五民という言葉があつたが、米が十俵採れると五俵を農家が、五俵を藩主が採るといふルールであつた。ところが、天候不順等で六俵しか採れない年があつても藩

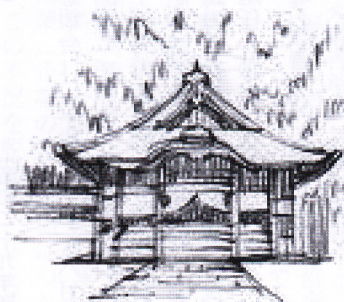
れず、当時は直訴は打ち首であり、子供四人と妻が打ち首となり、最後に宗吾郎自身も打ち首となつたのである。

そもそも税法がなかつたのである。我が国の憲法では「国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う。」(三十条)と明定されている。

近代国家の基本は、代議士制、罪刑法定主義、租税法主義である。三権分立など先人の血と汗の結晶であり、しかと監視し、リレーしていかねければならない。



主が五俵取り上げられてしまうという悪政があり、多くの農民は餓死に追い込まれてしまふという事態となつた。代表的な実例であるが、千葉県の佐倉市に宗吾神社があるが、村主であつた桜宗吾郎が村人を守るために幕府に直訴し、窮状を訴えたが、にわかには救わ



**会 則**

**第一章 総 則**

第一条 本会は三商會人會と稱す。  
 第二条 本会は會員相互の親睦をはかり、且つ、東京都立第三商業高等学校における簿記會計分野の学科の学習充実に寄与することを目的とする。

第三条 本会の事務所を荻野會計事務所内に置く。

事務所の所在地は、  
 東京都荒川区南千住五丁目二十五番十四号である。

**第二章 会 員**

第四条 本会の會員は三商同窓會生にして、左記の資格のもの有する。  
 一、公認會計士・税理士等の職業會計人。  
 二、會計學者。  
 三、當會が特に入會を認めたる者。

**第三章 役 員**

第五条 會費は(年三千円)必要のつど納入されるものとする。

第六条 本會に左記の役員を置く。  
 會長 一名 副會長 三名  
 幹事 若干名 監事 二名

第七条 會長、副會長、幹事においては會員の中より選出する。  
 役員の任期は二年とする。

第八条 會長は本會を代表し、會務を統理する。  
 會長は幹事會及び總會の議長となる。  
 副會長は會長を補佐し、會長に事故ありたるときは、これを代理する。

第九条 幹事は本會則の規定により會務を掌理するほか、會長、副會長共に事故あるときは互選によつてその職務を代理とする。

第十条 本會の役員は任期満了後も、後任の就任までその職に在するものとする。  
 但し、再選は妨げない。

第十一条 幹事會は、正副會長、幹

事をもつて組織し、本會所定の事項のほか總會の委任による重要事項を議決する。  
 但し、緊急の場合は幹事會の決議をもつて總會の議決に代えることができる。

第十二条 幹事會は會長が必要と認めたるときは、または幹事の過半数の請求があつたとき會長がこれを招集する。

第十三条 本會の幹事會の議を経て顧問及び参与をおくことができる。

**第四章 總 會**

第十四条 總會は毎年六月に開催するものとし、臨時總會は必要の都度開催するものとする。

第十五条 總會は會長がこれを招集する。

第十六条 總會の議事は出席者の過半数を以て決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

**第十八回定期總會、懇親會開催される**  
 浅野修一  
 (昭和二十九年卒)

三商會計人會第十八回定期總會、懇親會は、平成二十二年六月二十四日(木)午後二時より両國の大関庵にて開催された。  
 出席者は、來賓として東葭時雄先生、柴崎晴雄同窓會會長、會員は増田昌弘會長ほか荻野弘康、石川昭、浅野修一、細川謹司である。  
 東葭時雄先生、柴崎晴雄同窓會會長のご挨拶と同窓會活動狀況の報告のあと、荻野弘康會員を議長に選任し議案の審議に入った。

- 第一号議案 平成二十一年度事業報告承認に関する件
- 第二号議案 平成二十一年度収支報告承認に関する件
- 第三号議案 平成二十一年度事業計画承認に関する件
- 第四号議案 平成二十一年度収支予算案承認に関する件
- 第五号議案 第三条変更に関する件

以上全ての議案は承認可決されました。  
 そのうち平成二十一年度収支報告書と平成二十一年度予算案は次のとおりです。

| 平成22年度収支予算案      | 平成21年度収支報告書      |
|------------------|------------------|
| 平成22.4.1~23.3.31 | 平成21.4.1~22.3.31 |
| 収入の部 円           | 収入の部 円           |
| 前期繰越金 1,125,062  | 前期繰越金 1,141,194  |
| 會費収入 120,000     | 會費収入 87,000      |
| 雜収入 10,000       | 雜収入 7,770        |
| 合 計 1,255,062    | 合 計 1,235,964    |
| 支出の部             | 支出の部             |
| 總會費 10,000       | 總會費 6,557        |
| 機関誌費 130,000     | 機関誌費 100,825     |
| 雜費 3,000         | 雜費 3,520         |
| 予備費 1,112,062    | 次期繰越金 1,125,062  |
| 合 計 1,255,062    | 合 計 1,235,964    |

定期總會終了後懇親會に入り、全員が所感を表明し和やかに懇談し、定期總會、懇親會とも終了した。